

○ 西いぶり広域連合リサイクルプラザ条例施行規則

平成17年2月23日
規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、西いぶり広域連合リサイクルプラザ条例(以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 西いぶり広域連合リサイクルプラザ(以下「プラザ」という。)の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、プラザにおいて条例第3条第3項に定める事業を実施する場合は、午後8時まで開館時間を延長することができる。

3 プラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、第1号に定める日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは開館することとし、この場合においてその日後の土曜日、日曜日及び休日を除く最も近い開館日を休館日とする。

(1) 水曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者は、プラザの管理運営上必要と認めるときは、開館時間及び休館日を変更し、又は休館日を別に設けることができる。

(入館者の守る事項)

第3条 条例第7条に定める入館者(以下「入館者」という。)は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 他の入館者の迷惑になる行為をしないこと。

(2) プラザ内においては、喫煙をしないこと。

(3) 所定の場所以外で飲食をしないこと。

(4) プラザ内に危険物及び動物を持ち込まないこと。

(5) 所定の場所以外に立ち入らないこと。

(6) プラザの利用条件を守ること。

(7) その他指定管理者の職員の指示に従うこと。

2 指定管理者は、前項の指示に従わない入館者に対して、入館を拒否し、又は退館させることができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定により作成されている様式がある場合は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。
- 3 この規則による改正前の各規則の規定により交付された登録証、許可書その他の書類は、この規則による改正後の各規則の規定により交付された登録証、許可書その他の書類とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。